

4：そもそも宮井将の犯行は「集団襲撃事件」の一局面として為されたものであるのに、十数人に及ぶ暴行罪での被告訴人の逮捕も無く、被害者告訴人への警察の事情聴取すらしてない 7/14 段階での宮井将釈放を容認して襲撃犯一味の口裏合わせや罪障隠滅を容易にし、さらに暴行罪についての被害者の調書作成すら為されていない 7/28 段階で、早々と宮井将だけを略式起訴して略式裁判にかけて一件終了させてしまう事は、集団襲撃事件全体の検査検挙・公判維持にあえて著しい困難を与える事が明白であり、横路保慶検事と貴検察庁の判断は、この集団襲撃事件のまっとうな検査検挙を握り潰してしまう意図ではないかと強く疑わざるを得ない。

5：略式起訴は即日の略式裁判に直結するものであり、しかもその略式裁判は非公開即決で行なわれるから、被害者告訴人は裁判傍聴も出来ず、事件の真相を知る事もできない。

一方加害者の宮井将は被害者告訴人にも報道機関にも何も知られる事無く、僅か 10 万円の罰金で全てを終了させ、被害者への謝罪も弁償もせずに大手を振って自由に振る舞えるのである。
これほど理不尽な事はない。

本件のような悪質な暴力事件においては「裁判公開の原則」が厳密に適用されるべきなのに、横路保慶検事と貴検察庁はこれを踏みにじったのである。

6：被害者告訴人たる当方は、被害の賠償をさせるためには自分で民事の損害訴訟を起こさねばならない。それ自体は今の司法制度ではやむを得ないとはいえ、起訴内容や宮井の供述内容という基本的な事を知るだけでも自分で検察庁に事件資料の提供を申請し、2週間ほど待たれて非常識なほど高額なコピー料金を払わねばならないという時間・手間は、ひとえに横路保慶検事と貴検察庁が略式起訴という不当な選択をしたが故に被せられた負担である。

その一方で、加害者への「罰金 10 万円」は被害者の鼻先で国が収受するのみである。

まさにこの略式起訴は、暴力被害者に対する侮辱と嫌がらせに等しく、激しい怒りを禁じ得ない。

7：襲撃犯一味は当方提出の諸書面にもある通り、自分らの暴力犯罪をネット動画にも盛んに上げて誇示自慢し、「多数の警官の目の前での、白昼公然たる街頭での、1人の人間を多数で襲撃する」犯罪をエスカレートさせている悪質な常習犯であるが、その一員である宮井将が逮捕されたにも拘わらず、7/28 略式起訴のおかげで宮井 1 人だけの非公開の略式裁判・罰金 10 万円でコトが済み、他の襲撃犯に検挙が及ばなかった、という事実によって、襲撃犯一味の集団暴行がさらに助長されている事実がある。

その顕著な一例が、「8/4 追加書面」で示した「枚方市駅前集団暴行事件」であり、被告訴人の荒巻靖彦ら加害者集団は、7/31 枚方市駅前街宣の時に街頭で聞いていただけの市民 1 人に対して集団で出向いて襲撃をかける事を少なくとも 3 度に渡って（別々の市民に）行なっている。

これは「自分らに賛同的でない聴衆は暴力でやっつける」、という驚くべき暴力エスカレートであり、しかもこれを多数の警官の目の前で白昼公然たる街頭で行なっているのである。

関東でも、他の地方でも同様の事例が起こっている。

これらは、まぎれもなく「7/28 略式起訴」が「集団暴行して動画証拠豊富でも、せいぜい 1 人逮捕でく釈放し略式起訴・非公開の略式裁判で終了するよ」という悪しきサインを発信してしまった事の反映である。

横路保慶検事と貴検察庁はこれを猛省せよ！暴力被害拡大を謝罪する気持ちを持て！

8：貴検察庁は、せめて今後は、被害者告訴人たる当方の訴えに真摯に耳を傾けて 4/7 襲撃犯に対して厳正に検挙起訴し、公開の法廷で厳しい処罰を追及されたい。

また当方が宮井将への民事賠償訴訟を起こすにあたって、十分に親切丁寧に資料提供などの協力をされたい。

補足：この抗議文は配達証明付き郵便で郵送する。資料として、当方が曾根崎警察署長宛に提出した
・「8/4 書面」と・「甲第 22 号証」、および「大阪地裁宛の 8/26 抗議文」も同封する。
また、略式起訴だった事を知ってすぐに抗議文を送りたかったが、日々の生活の中で作成が今日まで遅れてしまったものであることを付言しておく。